

内閣参質一七三第三二号

平成二十一年十一月二十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員山谷えり子君提出防衛上の重要拠点における外国資本進出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出防衛上の重要拠点における外国資本進出に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の情報がいかなるものであるか定かではないが、一般に、関係法令に従つて適正に行われた不動産の購入については、特段問題はないものと考えており、お尋ねの「調査」については、例えば、不動産の登記記録からは、登記名義人の国籍等を把握することはできないこと等にかんがみ、行つていない。

二について

防衛省としては、横須賀地区所在の部隊等の適切な運営を確保すべく、その周辺の状況等を踏まえつつ、事実関係の確認等を行つたところであるが、その詳細な内容については、今後の部隊等の適切な運営に支障を生じるおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

また、お尋ねの「判断」については、現時点においても変わりはない。

三について

お尋ねの点については、安全保障上の必要性や個人の財産権の観点も踏まえた慎重な検討が必要であると認識しているが、外国人等による自衛隊施設の周辺の土地の買収が部隊等の適切な運営に支障を及ぼし

ているとは認識していないことから、外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）に基づく政令の制定や新たな法の整備等の検討は行っていない。